

家庭用インクジェットプリンタの印刷コスト表示に関するガイドライン

略称：「家庭用 IJ プリンタ印刷コスト表示のガイドライン」

1. 背景

近年デジタルカメラやスキャナなど画像入力機器の一般家庭への普及に伴い、家庭用プリンタ、特にインクジェットプリンタの需要が高まってきております。

消費者のプリンタ購買選択基準は、本体価格、各種機能、大きさ、使い勝手など他の家電製品と同様のものがありますが、プリンタ固有の購買選択基準として印刷コストがあります。特に写真印刷の場合は一般文書印刷以上にインクを消費するため、写真印刷の印刷コストは重要な判断材料になりつつあります。しかしながら従来は、カタログなどにおいて文書印刷時の印刷コスト及び写真印刷時の印刷コストは表示されているものの、各社の算出方法や表示方法が統一されていなかったため、印刷コストの比較が困難な状況にありました。

そこで情報端末事業委員会プリンタ専門委員会では、2005年8月1日に全国家庭電気製品公正取引協議会の類例にインクジェットプリンタが加えられたことを契機に、家庭用インクジェットプリンタにおける印刷コスト表示に関する統一基準を検討して参りました。検討はプリンタ技術分科会の参加各社を主体とする自主基準WGで行って参りましたが、このほど「家庭用インクジェットプリンタの印刷コスト表示に関するガイドライン」として印刷コストの表示に関するガイドラインをまとめました。

また、印刷コストの算出に当たっては、イールド枚数*（一つのインクカートリッジで印刷が可能な枚数）の算定が重要な要素となりますが、別途イールド枚数算定のためのISO規格化が進められていた経緯もあり、一般文書については一般文書イールドISO/IEC24711及び一般文書イールドチャートISO/IEC24712（共に2006年10月頃制定予定）に準拠しました。また、写真画像のイールド枚数算定については、JBMS（社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会）により2006年3月に制定された写真イールドJBMS-77-2006および写真イールドチャートJBMS-78-2006に準拠しました。

*インクジェットプリンタのイールド枚数は、印刷モード、印刷原稿、印刷間隔、印刷環境（システムあるいは周囲環境）、ユーザーメンテナンスの種類や頻度、寿命の考え方など、各種要因により変動します。本ガイドラインで使用する試験法は、これら各種の要因を実使用に近い形で標準化することによって、プリンタ用インクカートリッジのイールド枚数算出方法を規定したものです。

参照規格及び規格名称

ISO/IEC24711：「Method for the determination of ink cartridge yield for colour inkjet printers and multi-function devices that contain inkjet printer components」

ISO/IEC24712：「Colour test pages for measurement of office equipment supply yield」

JBMS-77-2006：「カラーインクジェットプリンタ及びその複合機のフォト画像用インクカートリッジ寿命測定方法」

JBMS-78-2006：「カラーインクジェットプリンタ用カートリッジ寿命測定のためのフォト標準テストページセット」

2. 適用範囲

このガイドラインは、家庭用インクジェットプリンタ機器における印刷コストを、その機器の広告活動や宣伝活動のため、メーカーの製品カタログやホームページ及びこれらに類する媒体において記載する場合のコスト算出方法及びコスト表示方法について示したものです。

ただし家庭用以外の分野又はその他の方式のプリンタで、印刷消耗品のイールド枚数の算出方法が明確な場合、あるいは国際規格化又は国内規格化されている場合は、イールド枚数をこれらの方法で算出することによって、適用することができます。

3. 用語の定義

| | |
|------------|--|
| 家庭用プリンタ | 一般家庭をメインターゲットとしたプリンタ。 |
| イールド枚数 | 印刷消耗品の耐用枚数。そのプリンタの消耗品として販売されているインク又はインクカートリッジ 1 個で、印刷可能な印刷物の総枚数。 |
| 印刷コスト | 印刷物 1 枚あたりのインクコスト、又はインクコストと用紙コストの合計コスト。 |
| インクコスト | 印刷物 1 枚あたりに使用するインクのコスト。 |
| 用紙コスト | 印刷に使用する用紙の 1 枚あたりのコスト。 |
| 第一の印刷コスト | 本ガイドラインに沿った統一基準で求められた印刷コスト。文書印刷の場合の第一の印刷コストはインクコストのみとし、写真印刷の場合の第一の印刷コストはインクコストと用紙コストの合計値とします。 |
| 第二の印刷コスト | 第一の印刷コストを補足するために任意に表示することができる印刷コスト。第一の印刷コストとの混同や、誤認を招かないように配慮が求められます。 |
| インクカートリッジ | 交換が容易で印刷インクが内包された容器。本表示規格では、印刷用ヘッドと印刷インク容器が一体になった一体型インクカートリッジも含めてインクカートリッジと呼びます。また、インク色ごとに独立したインクカートリッジと、複数のインク色が一体化されたインクカートリッジの両方を意味します。 |
| 普通紙 | 一般で広く使用されている普通の用紙のことで、特にコーティングなどされていない用紙。リサイクル用紙も含まれます。 |
| 写真用紙 | 特に写真画像などの高精細な画像を印刷するのに適した、インクジェット専用の用紙。マット処理されたマット写真用紙、光沢をもたせた光沢写真用紙、前二者の間である半光沢写真用紙、表面を加工し絹目調などの質感をもたせた写真用紙などがあります。 |
| メーカー推奨写真用紙 | そのプリンタメーカーが推奨している写真用紙。1 台のプリンタに対して、複数の推奨写真用紙が設定されている場合もあります。 |

4. 目的

本ガイドラインの目的は、家庭用インクジェットプリンタの印刷コスト算出方法及び印刷コスト表示方法の統一基準を提供することです。この統一基準により、プリンタ購入予定者は、プリンタ本体の商品選択において、各プリンタ間での印刷コストを比較検討することができるようになります。

5. 印刷コストの算定

5-1 印刷サイズと印刷モード

印刷コスト算出に用いる印刷サイズと印刷モードは、印刷コストに対して重要な因子となります。インクジェットプリンタで印刷される印刷物は、普通紙に印刷する一般文書と、写真用紙に印刷する写真画像に代表されるため、本ガイドラインでは、対象が家庭用インクジェットプリンタであることを考慮し、一般文書をA4サイズ(210×297mm)で、写真画像をL判写真サイズ(89×127mm)でそれぞれ代表し、2種類の印刷サイズで印刷コストを算出することとしました。

本ガイドラインでは、以下印刷サイズをいう場合、A4サイズ(文書印刷)及びL判サイズ(フォト印刷)といいます。

また、印刷モードについては、イールド枚数測定の際に準拠するそれぞれの規格では、初期設定の印刷モードで行うことになっています。したがってA4サイズ(文書印刷)の場合はプリンタの用紙設定において「普通紙」を選択した際の初期設定の印刷モード、L判サイズ(フォト印刷)の場合は「メーカー推奨の写真用紙」を選択した際の初期設定の印刷モードとなります。

しかしながら、プリンタによっては、上記2サイズの印刷を行えないもの、あるいはそのプリンタの用途としてA4サイズ(文書印刷)あるいはL判サイズ(フォト印刷)の両方の印刷を訴求しない場合があります。そのような場合は、一般文書が写真画像の何れか一方のみの表示を行うこととします。上記A4サイズ(文書印刷)及びL判サイズ(フォト印刷)以外の印刷サイズの印刷コストを表示する場合の指針については、7-2を参照してください。

5-2 A4サイズ(文書印刷)の場合のイールド試験方法

一般文書イールド ISO/IEC24711 に規定される方法で、各インクカートリッジのイールド枚数を求めます。測定用原稿としては、一般文書イールドチャート ISO/IEC24712 を使用します。

5-3 L判サイズ(フォト印刷)の場合のイールド試験方法

写真イールド JBMS-77-2006 に規定される方法で、各インクカートリッジのイールド枚数を求めます。測定用原稿としては、写真イールドチャート JBMS-78-2006 を使用します。

備考：将来的に、写真イールド JBMS-77-2006 及び写真イールドチャート JBMS-78-2006 で規定するフォトインクイールド測定方法は、ISO規格化される見通しがあり、内容的に変更になる部分が発生する可能性があります。ISO規格化された時点で、本ガイドラインはISOフォトイールド試験法に準拠してフォトイールドを求めるように修正されることとなります。

5-4 印刷コストの算出方法

A 4 サイズ(文書印刷)の場合の印刷コストは、インクコストのみを算出します(5-7 参照)。L 判サイズ(フォト印刷)の場合の印刷コストはインクコストと用紙コストの合計のインク・用紙合計コストを算出します(5-8 参照)。

インクコストは、各インクカートリッジのイールド枚数と、各インクカートリッジの販売価格から計算により求めます。用紙コストは、メーカー推奨写真用紙の販売価格から計算により求めます。

5-5 インクカートリッジの価格

印刷コストの算出に用いるインクカートリッジの価格は、メーカー希望小売価格がある場合はメーカー希望小売価格とします。メーカー希望小売価格が無い場合はそのメーカーのオンラインショップの価格とします。オンラインショップを有さないメーカーの場合は、特定のオンラインショップ価格を用いることとします。

インクカートリッジの商品構成上、複数のインクカートリッジをまとめて一つの商品(マルチパック)となっているものがありますが、印刷コスト算出に使用するインクカートリッジの価格は、最小販売単位のものとして扱います。

また、用紙などとのセット商品(バリューパックなどの名称)の価格はたとえインクカートリッジ単体分離価格が示されていても使用することができません。ただし、最小販売単位のインクカートリッジによる印刷コストを表示した上で、当該セット商品の商品説明の部分に、セット商品を使用した場合の印刷コストを表示することができます。なお、オンラインショップ価格を採用した場合は、印刷コストの表示とともに、オンラインショップ名称、URL 及びその販売価格で販売していた時点(年月日)を表示するものとします。

5-6 メーカー推奨写真用紙の価格

印刷コストの算出に用いる写真用紙の価格は、当該プリンタのメーカーが、当該プリンタの写真用紙として推奨している L 判サイズのメーカー推奨写真用紙の価格とします。多くの場合、写真用紙においては入り数違いの商品設定がなされており、入り数が異なることにより 1 枚あたりの価格が変動しますが、当該プリンタメーカーのオンラインショップ以外の一般市場において流通している商品であれば、用紙コストの計算に使用することができ、入り数は限定しません。ただし、算出の条件の一つとして入り数の記載を行う必要があります。

用紙価格の場合も、インクカートリッジ価格の場合と同様に、メーカー希望小売価格がある場合はメーカー希望小売価格とします。メーカー希望小売価格が無い場合はそのメーカーのオンラインショップの価格とします。オンラインショップを有さないメーカーの場合は、特定のオンラインショップ価格を用いることとします。オンラインショップの価格を使用した場合は、印刷コストの表示とともに、オンラインショップ名称、URL 及びその販売価格で販売していた時点(年月日)を表示するものとします。

5-7 A 4 サイズ(文書印刷)の場合の印刷コストの求め方

A 4 サイズ(文書印刷)の印刷コスト(インクコスト)は以下の式で求めます。

当該プリンタが、 i 種類のインクカートリッジを使用するとし、一般文書イールド ISO/IEC24711 及び一般文書イールドチャート ISO/IEC24712 により求めたインクカートリッジイールド枚数を、

インクカートリッジ I1・・・M1 枚

インクカートリッジ I2・・・M2 枚

インクカートリッジ I3・・・M3 枚

インクカートリッジ $I_1 \cdots M_1$ 枚 とし

価格がそれぞれ、 I_1 が P_1 円、 I_2 が P_2 円、 I_3 が P_3 円、 $\cdots I_i$ が P_i 円 (いずれもオンラインショップ税込み価格)としたとき、そのプリンタの A4 サイズのインクコスト IX は、以下の式で求められます。

$$IX = P_1/M_1 + P_2/M_2 + P_3/M_3 + \cdots + P_i/M_i$$

したがって、

$$A4 \text{ サイズの印刷コスト} = IX = P_1/M_1 + P_2/M_2 + P_3/M_3 + \cdots + P_i/M_i$$

となります。

5-8 L判サイズ(フォト印刷)の場合の印刷コストの求め方

L判サイズ(フォト印刷)の場合の印刷コストは以下の式で求めます。

当該プリンタが、 i 種類のインクカートリッジを使用するとし、写真イーロード JBMS-77-2006 及び写真イーロードチャート JBMS-78-2006 により求めたインクカートリッジイーロード枚数を、

インクカートリッジ $I_1 \cdots M_1$ 枚

インクカートリッジ $I_2 \cdots M_2$ 枚

インクカートリッジ $I_3 \cdots M_3$ 枚

インクカートリッジ $I_i \cdots M_i$ 枚 とし

価格がそれぞれ、 I_1 が P_1 円、 I_2 が P_2 円、 I_3 が P_3 円、 $\cdots I_i$ が P_i 円 (いずれもオンラインショップ税込み価格)としたとき、そのプリンタの L判サイズのインクコスト IX は、以下の式で求められます。

$$IX = P_1/M_1 + P_2/M_2 + P_3/M_3 + \cdots + P_i/M_i$$

また、測定に用いた推奨写真用紙が、 L 枚の入り数で、 PL 円(オンラインショップ価格、税込み)のとき、L判サイズの内紙コスト LX は

$$LX = PL/L$$

したがって、

$$L \text{ 判サイズの印刷コスト} = IX + LX = P_1/M_1 + P_2/M_2 + P_3/M_3 + \cdots + P_i/M_i + PL/L$$

となります。

6. 印刷コストの表示

当該プリンタの製品カタログや製品情報を記載しているホームページ及びこれらに類する媒体において、当該プリンタの印刷コストの表示方法について示します。

6-1 第一の印刷コストと第二の印刷コスト

本ガイドラインに沿って表示する印刷コストには、第一の印刷コストと第二の印刷コストの2種類があります。

第一の印刷コストは、そのプリンタの購入予定者、潜在顧客に対して提示する印刷コストであって、顧客の商品選択及び他社競合品との比較の際の重要な因子のひとつとなるものです。したがって、優良誤認の無いように条件をできるだけ同じにして得られたものでなければなりません。

もう一つが、前記第一の印刷コストを補足するために提示する印刷コストであり、これを第二の印刷コストと呼びます。例えば、第一の印刷コストの内訳的成本や、条件を一部変更した場合の印刷コストのことを言います。このコストについては、第一の印刷コストとの誤認が無いように、文字大きさを小さくする又は記載場所を第一の印刷コスト表示から離れた場所にするなど配慮する必要があります。

また、A4サイズ(文書印刷)、L判サイズ(フォト印刷)以外の印刷サイズの印刷コスト表示を行う場合は、A4サイズ、L判写真サイズではないことを容易に理解できるような配慮を行う必要があります。

6-2 一般文書の場合の印刷コスト表示方法

5-7に記す手順で求めたA4サイズの普通紙印刷のインクコストを第一の印刷コストとして表示します。その理由は、使用する用紙が普通紙であり、普通紙の製造者、製品を特定することが困難であること、また「普通」紙であるため特定することがふさわしくないこと、及びほとんどのプリンタメーカは、当該プリンタの専用紙として普通紙を販売していない現状があることです。したがって一般文書の場合の第一の印刷コストは、インクコストを表示するものとします。

表示する際のコスト名称としては、【インクコスト】*とします。表示にあたっては、小数点以下第二位を切り上げ、小数点以下第一位までの金額を記載するものとします。また、この金額は税込みの金額とし、【 . 円(税込み)】*と表示するものとします。また、必要に応じて税抜きの金額表示を付加することができます。ただし、ビジネス向けのプリンタに本ガイドラインを適用する場合は、7-1にあるように税抜き価格表示のみでもかまいません。

一般文書の場合の第二の印刷コストとしては、サイズをA3とした場合や、容量違いのインクカートリッジを使用した場合、あるいは当該メーカの普通紙商品がある場合の用紙コストなどが考えられます。

第一の印刷コスト、第二の印刷コスト共に、コスト算出に使用したインクカートリッジ品名(入り数も含む)、希望小売価格かオープン価格の区別、オープン価格の場合はオンラインショップ名とURL及びその価格を表示していた時点などを印刷コストの近傍に記載するか、もしくは条件記載の場所への誘導文を記載する必要があります。また、算出に使用した商品価格を表示する場合は、印刷コスト算出のために使用した数値であることを明記することを推奨します。

*【 】は強調のために使用したものであり、印刷コスト表示の際に使用しなくとも問題ありません。

6-3 写真画像の場合の印刷コスト表示方法

L判写真の場合の第一の印刷コストは、インクコストと用紙コストの合計値とし、5-8に記す手順で求めたL判写真サイズの印刷コストとします。

表示する際のコスト名称としては、【インク・用紙合計コスト】*とします。表示にあたっては、小数点以下第二位を切り上げ、小数点以下第一位までの金額を記載するものとします。また、この金額は税込みの金額とし、【 . 円(税込み)】*と表示するものとします。また、必要に応じて税抜きの金額表示を付加することができます。ただし、ビジネス向けのプリンタに本ガイドラインを適用する場合は7.その他にあるように税抜き価格表示のみでもかまいません。

写真画像の場合の第二の印刷コストとしては、インクコストと用紙コストを分離表示したもののほか、

L判サイズ以外のサイズの印刷コスト、用紙種又は用紙サイズを変更した場合の印刷コストなどが考えられます。

また、第一の印刷コスト及び第二の印刷コスト共に、コスト算出に使用したインクカートリッジ品名(入り数も含む)、推奨写真用紙の品名(入り数も含む)、希望小売価格かオープン価格の区別、オープン価格の場合はオンラインショップ名と URL 及びその価格を表示していた時点などを、印刷コストの近傍に記載するか、もしくは条件記載の場所への誘導文を記載する必要があります。また、算出に使用した商品価格を表示する場合は、印刷コスト算出のために使用した数値であることを明記することを推奨します。

また、第一の印刷コスト及び第二の印刷コスト共に、使用した写真用紙の種別を用紙品名に付記するものとします。写真用紙の種別は、光沢、半光沢、マット、絹目などの表面状態を表す種別とし、商品名にこれらの名称が含まれている場合は、種別表示を省略することができます。

*【 】は強調のために使用したものであり、印刷コスト表示の際に使用しなくとも問題ありません。

6-4 その他の表示

印刷コスト表示を補足することを目的として各インクカートリッジのイールド枚数の記載を行う場合は、イールド枚数測定に用いた一般文書イールド ISO/IEC24711 及び写真イールド JBMS-77-2006 の規定によるものとします。これらのイールド枚数の表示については、印刷コストの近傍に記載することを推奨します。

また、印刷コスト算出条件(イールド枚数測定のため準拠した規格名称*、測定の概略、測定に使用した原稿、測定に使用したPC環境、印刷に使用したアプリケーションソフトなど)や印刷コストに関しての補足事項(印刷コストが使用する用紙及び印刷モードあるいは印刷原稿などにより変動すること、印刷の頻度や印刷環境などにより変動することなど)については、印刷コストの近傍に記載するか、もしくは条件記載の場所への誘導文を記載するようにします。

印刷コストと並べて、プリント速度表示を行う場合は、顧客が優良誤認しないように配慮してください。

7. 参考

7-1 ビジネス向けプリンタの印刷コストの税の表示

不特定多数向けの広告媒体でないものについては本ガイドラインの適用外となっています。この理由は、特定者向けのカタログなど広告媒体上において、本ガイドライン適用プリンタ以外のビジネス向け機器との併記を行う場合に、税込み金額と、税抜き金額の混在による、顧客の優良誤認の可能性があるためです。

ただし、税抜き金額を単独表示する場合は、消費税法との関係もありますので、十分検討を行った上で単独表示をするようにしてください。

7-2 A4サイズ(文書印刷)及びL判サイズ(フォト印刷)以外の用紙での印刷コスト算出

7-2-1 文書印刷の場合

一般文書イールド ISO/IEC24711 及び一般文書イールドチャート ISO/IEC24712 に準拠してイールド枚数を測定する場合、一般文書イールドチャート ISO/IEC24712 は、A4サイズの原稿であるため、使用する用紙に合わせるため縮小又は拡大が必要になります。

用紙サイズが大きくなると、インクの消費量が増加するため、イールド枚数を測定する際は注意を要します。

印刷コストの計算は、5-7 に記載の方法に準じて行うものとしますが、A 4 より大きなサイズの場合、一般流通している普通紙ではなく、当該プリンタのメーカーが販売している用紙に印刷することが、使用者にとってメリットがあれば、インクコストだけでなく、用紙コストも記載することを推奨します。この場合の印刷コストの計算は、5-8 に記載の方法を参考として行ってください。

7-2-2 フォト印刷の場合

使用原稿については写真イールドチャート JBMS-78-2006 が使用できます。ただし、写真イールド JBMS-77-2006 は、最もニーズのある L 判サイズ(フォト印刷)での試験方法を前提にイールド測定を規格化したものですから、所望のサイズでのイールド測定をするために、測定のための諸条件のうち変更しなければならない項目の発生が予見されます。その場合は、印刷コスト表示と共に、変更した項目を記載するようにしてください。印刷コストの計算は、5-8 に記載の方法を参考として行ってください。

8. 解説

参照するイーールド試験法

本ガイドラインの作成開始に当たって、A4サイズ(文書印刷)の印刷コストの基準となるイーールド枚数の試験法は制定途中のISO試験法がありました。しかし、L判サイズ(フォト印刷)のイーールド枚数の試験法がありませんでした。そこで、ISOのイーールド試験法の検討を行っているJBMIAのISO/SC28/WG7国内委員会に作成を依頼し、写真イーールドJBMS-77-2006及び写真イーールドチャートJBMS-78-2006を策定していただきました。

ただし、写真イーールドJBMS-77-2006及び写真イーールドチャートJBMS-78-2006については、今後ISO化される見込みがあります。ISO試験法制定時には試験方法の変更によりイーールド枚数が変化し、それを元に算出される印刷コストが変動すること可能性があることについては、注意要件として検討部会です承されています。

また、一般文書イーールドISO/IEC24711、一般文書イーールドチャートISO/IEC24712が、本ガイドライン制定時には公布前であるため、試験を行う際には、最新段階のもの(FCD、FDISあるいはIS)を使用し、参照規格名をカタログ等に記載の場合は、いずれの段階のものを使用したかを記載してください。

写真用紙の定義

写真画像での印刷コストの表示の際、写真画像と呼ぶには不相当であるような著しく安価な用紙を使用し、印刷コストを不当に低価格表示する不公正による市場の混乱のリスクが指摘されました。

この指摘に対して、写真用紙を品質面から定義する方法を検討しましたが、市場の購入希望者に容易に理解される、品質面からの定義方法での合意には達することはできませんでした。

そこで、本ガイドラインでは印刷コストの算出に使用する用紙コストは、プリンタの製造業者が推奨する写真用紙のものとするをもって、上記のリスクの回避方法とすることで合意に至りました。

A4サイズ(文書印刷)及びL判サイズ(フォト印刷)以外のサイズについて

他の用紙サイズでの印刷コスト表示の需要に応えるために、他の用紙サイズへの本ガイドライン適用についての議論がなされました。

しかし、参照する一般文書イーールドISO/IEC24711ではA4サイズ、写真イーールドJBMS-77-2006ではL判サイズでのイーールド試験法となっているため、ガイドライン本文に加えることを断念し、それぞれの試験法に定められている試験方法を一部変更して使用することを「参考」情報としての記載に留めることとしました。

印刷コストへの用紙コストの含め方

このガイドラインの検討開始時、印刷コストはインクコストのみをもって示すことも提案されていました。しかし、インクジェットプリンタの技術の進歩と市場への普及から銀塩写真と比較されるようになってきた写真画像においては、銀塩写真が印画紙代金を含んだコスト表示になっているのに対し、インクジェットだけは用紙コストを含まなくて良いのかという指摘がなされました。

この問題を検討した結果、写真画像においては銀塩写真や昇華型プリンタとの印刷コストの評価も考慮に入れ、インクコストに用紙コストを加えた印刷コストの表示をすることとしました。

なお、普通紙に印刷する一般文書の場合は、普通紙の用紙コストの特定が困難であること、写真画像に比べて他の印刷方式との比較が一般的になっていないことから、インクコストのみをもって印刷コストとすることとしました。

印刷コスト算出のためのインクカートリッジ及び写真用紙の価格

オープン価格品の扱い

印刷コストを求めるために必要なインクカートリッジや写真用紙の価格がオープン価格の場合は、それらの価格を幾らとして算出するのかという議論がなされました。

その結果、オンラインショップの価格を適用することが決定されましたが、オンラインショップの価格は変動が予測されるため、オンラインショップの価格を使用した場合は参照したオンラインショップの情報を表示しなければならないことを付帯条件としました。

価格が設定されている場合

検討当初は、希望小売価格がある場合には希望小売価格を使用して印刷コストを算出するとしておりましたが、希望小売価格をつけないオープン価格の場合に使用されるオンラインショップ価格と比較すると、希望小売価格基準で算出される印刷コストの方が常に高いコストになる不公平が生じるとの指摘がありました。

希望小売価格が設定されている場合でも、オンラインショップでの実売価格を使用することも可能とすることを検討いたしました。その消耗品の価格が希望小売価格で示されている場合、一方で希望小売価格よりも低いオンラインショップ価格を示すことは、混乱を招くだけでなく、商品価格表示の観点からも問題の発生が予見されることから、希望小売価格を使用して印刷コストを算出することと致しました。

入り数の違いによる複数の商品設定がある場合

同じインクカートリッジでも、例えば1個入りの場合と2個入りの2つの製品設定がある場合で、1個あたりの価格が異なる場合はどちらの価格を算出の基準とするのかという議論がなされました。(写真用紙の場合も、インクカートリッジと同様に、入り数が十枚程度から数百枚に及ぶ数種類の商品設定がある場合がほとんどです。)

検討の結果、インクカートリッジの場合は最小販売単位で購入されることが多いため、最小販売単位での価格を基準とすることにしました。

また、写真用紙の場合にはある程度まとまった入り数の製品で購入されることが多いのですが、その入り数の特定は困難なため、入り数については限定しないこととしました。ただし、印刷コストを安く表示するだけのために入り数を多くした商品設定の防止と、ユーザが一般市場において入手できない利便性の面から、「メーカオンラインショップ以外の一般市場において流通している商品」であることの条件を付加しました。

注意事項

参照するイールド試験法の切り替えについて

一般文書イールド ISO/IEC 24711 は、本ガイドライン検討時に JIS 化作業が開始され、現在 JIS 化作業中です。JIS 化された場合、試験方法の変更はないため試験結果の相違は出ないことが予測できますが、本ガイドライン内の参照規格名については変更検討が必要になります。

また、写真イールド JBMS-77-2006 及び写真イールドチャート JBMS-78-2006 については、ISO 検討が開始される動きがあります。数年後 ISO として制定された場合には試験方法の変更及び写真原稿の変更が十分考えられるため、本ガイドラインの見直しを検討する必要があります。

フォトライド試験法のL判サイズ以外への適用

L判サイズ以外の印刷コストの算出を参考として記載していますが、特に写真画像のイールド試験法には注意をする必要があります。

L判サイズに比べて、A4サイズやA3サイズではインク使用量が非常に多くなることから、1本のインクカートリッジで JBMS-78-2006 に定めるテストページセット(20枚)を1セット印字しきれない可能性があるためです。この場合は、テストページセットを5枚のサブセットに分割してイールド試験を行うなどの配慮をする必要があります。

本ガイドラインは、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)プリンタ専門委員会のうち、インクジェットプリンタ製造会社9社(キヤノン(株)、セイコーエプソン(株)、(株)リコー、リコープリンティングシステムズ(株)、富士ゼロックスプリンティングシステムズ(株)、ブラザー工業(株)、レックスマークインターナショナル(株)、ソニー(株)、シャープ(株))からなる自主基準WGを設置し、運用基準として定めた。

なお、本ガイドラインは、(社)全国家庭電気製品公正取引協議会・製造業部会の表示委員会及び広告委員会にて承認された。